

(仮称)奈良県景観計画(素案)・(仮称)奈良県景観条例(骨子案) に対するご意見の募集

奈良県では、世界に誇る歴史文化遺産や、それらと一体をなす歴史的風土と豊かな自然環境を保全するとともに、生活舞台としての良好な都市景観を創出するため、景観法に基づく景観計画の策定と景観条例の制定に向けた取組を進めてきました。

この度、各分野の専門家等で構成する「ふるさと奈良景観づくり推進委員会」や市町村等のご意見・ご提案も踏まえ、(仮称)奈良県景観計画(素案)と(仮称)奈良県景観条例(骨子案)を作成しました。

これらの案に対して、県民の皆さまからのご意見・ご提案を参考にさせていただくため、下記のとおり意見募集を実施します。

1. 意見募集対象

- (1) (仮称)奈良県景観計画(素案)
- (2) (仮称)奈良県景観条例(骨子案)

2. 募集期間

平成20年11月13日(木)から平成20年12月12日(金)まで(12/12必着)

3. 公表する資料

- (1) 景観計画策定・景観条例制定の背景と目的等……………[資料1]
- (2) (仮称)奈良県景観計画(素案)……………[資料2]
- (3) (仮称)奈良県景観条例(骨子案)……………[資料3]

4. 意見の提出方法

ご意見を提出される場合は、どの部分についての意見かがわかるように、「景観計画」または「景観条例」の別・項目等を明記のうえ、下記のいずれかの方法で提出して下さい。

※ 提出されたご意見の内容を確認させていただく場合がありますので、差し支えなければ、住所、氏名、電話番号等のご記入をお願いします。(公表はいたしません。)

(1) 電子メール : 次のメールアドレスへ送信して下さい。

メールアドレス : fuchi@office.pref.nara.lg.jp

(注) 件名に「景観計画・景観条例に対する意見」と入力いただき、テキスト形式でメール本文に意見を記載して下さい(添付ファイルによる意見提出はご遠慮下さい)

(2) 郵便 : 次のあて先へ送付してください。

〒630-8501 奈良県庁 風致景観課 景観保全係 (住所の記載不要)

(3) FAX : 次の番号へ送信して下さい。

FAX番号 : 0742-22-8276 奈良県庁 風致景観課 景観保全係

■問い合わせ先 / 奈良県 景観・環境局 風致景観課 景観保全係
〒630-8501 奈良市登大路町30 TEL.0742-27-8752

公表資料の構成について

- ・ ご意見の募集にあたって公表する資料は、（仮称）奈良県景観計画（素案）や（仮称）奈良県景観条例（骨子案）の内容をご理解いただくために、計画策定と条例制定に取り組むに至る背景や目的、景観法の概要などについて、[資料1]で説明しています。
- ・ ご意見をいただく対象となる（仮称）奈良県計画（素案）は[資料2]に、（仮称）奈良県景観条例（骨子案）は[資料3]にそれぞれ記載していますので、そちらをご覧くださいのうえ、ご意見をいただきますようお願いいたします。

[資料1]

I	景観計画策定・景観条例制定の背景と目的	・・・	P 1
II	景観法の概要	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
III	景観計画と景観条例の関係	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3

[資料2]

（仮称）奈良県景観計画（素案）

[資料3]

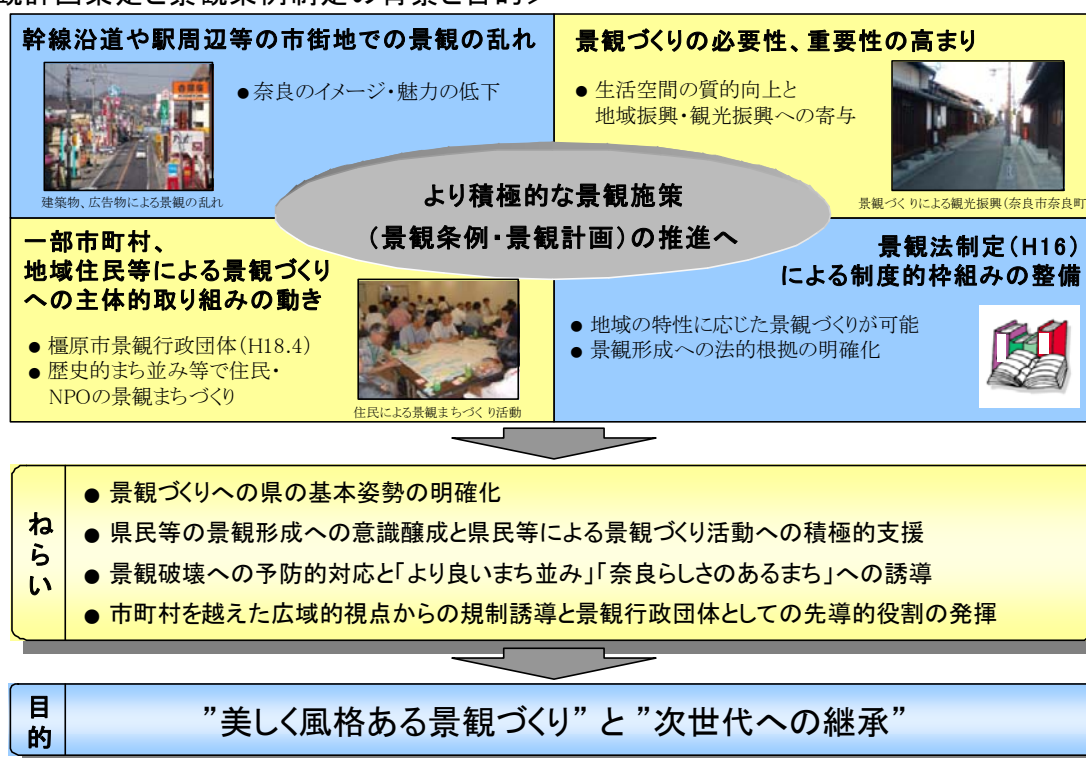
（仮称）奈良県景観条例（骨子案）

意見募集対象

I 景観計画策定・景観条例制定の背景と目的

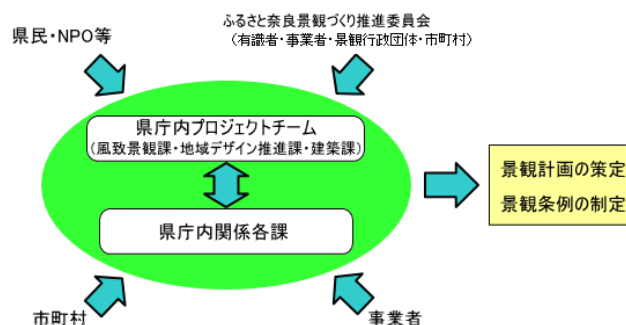
- ・ 奈良県は、世界に誇る多くの歴史文化遺産と、それらと一体をなす歴史的風土と豊かな自然環境に恵まれた地です。県では、これまで様々な法令に基づく規制により、これらの貴重な自然景観や歴史景観を守るために必要な取組を行ってきました。
- ・ しかし、高度成長期以降、消費活動の活発化や利便性の向上が優先され、これまで守り育ててきた奈良らしい良好な景観が失われつつあります。
- ・ 一方、県民やNPOが地域振興や観光振興のために、積極的に景観まちづくりに取り組む地域が増加するなど、良好な景観づくりへの関心が高まっています。
- ・ こうした中、景観に関する初めての法律である「景観法」が平成16年に制定され、地域の個性ある景観を地域が磨くための仕組みが用意されました。
- ・ このようなことを背景に、県では、県民・事業者・行政による適切な役割分担と協働により、本県の景観を美しく風格あるものにし、次世代に引き継いでいくことを目的に、景観法に基づく「(仮称)奈良県景観計画」の策定と「(仮称)奈良県景観条例」を制定しようとするものです。

<景観計画策定と景観条例制定の背景と目的>



<景観計画・景観条例の検討体制>

景観計画・景観条例は、県庁内プロジェクトチームを中心に全庁的な検討体制のもと、ふるさと奈良景観づくり推進委員会、住民・NPO、市町村、関係事業者等から多様なご意見を頂きながら検討を進めています。



Ⅱ 景観法の概要

- ・ 景観法が制定される以前にも、全国で約500の地方公共団体（都道府県や市町村）が、自主的に景観条例を制定し、建築物のデザインや色彩、開発行為などに対して景観保全のための規制を行ってきました。
- ・ しかし、法的根拠をもたない自主条例では、景観を壊すような行為に対しても有効な強制力をもたず、規制の実効性に限界がみられていました。
- ・ このようなことを背景に、平成16年6月に景観法が制定され、地方公共団体にとって、景観行政を進める上での法的な後ろ盾ができ、自らの裁量による取組が可能となりました。

<景観法の枠組み>



Ⅲ 景観計画と景観条例の関係

- ・ 景観法を活用した景観施策の展開を図るためには、景観法に基づく景観計画を策定し、景観計画の区域、良好な景観形成の方針、良好な景観を形成するための規制誘導策などを定める必要があります。
- ・ また、景観計画で定める規制誘導策を実効性のあるものにする規定など、その運用や手続きに関する規定を設けるため、景観条例を定める必要があります。（下図：景観条例第2章・第3章）
- ・ 景観条例には、景観計画策定に伴い必要な事項を定めることのほか、景観法に定めのない県独自の景観施策を推進するための規定も設けます。（下図：景観条例第4章・第5章）

<景観計画と景観条例の構成と関連性>

